

令和2年度 第1回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和2年6月10日（水） 11時03分～11時45分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 藤本 真理 真伏 利典 三好 正人 八木 規夫 安井 広伸
労働者代表 加鹿 康夫 鈴木 基生 高津 健一 田所 伸吾 太田 美子
使用者代表 遠藤修一郎 栗須百合香 西場 康弘 別所 浩己 宮路 元美

4 議題

- (1) 三重地方最低賃金審議会会長代理の選出について
- (2) 三重地方最低賃金審議会運営規定について
- (3) 令和2年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について
- (4) 意向表明のなされた6業種に係る適用労働者数等の通知について
- (5) 令和2年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について
- (6) その他

5 開 会

(指導官)

それでは、定刻を少し過ぎましたが、令和2年度第1回三重地方最低賃金審議会を開会させていただきます。

まず、出席委員の確認についてでございますが、遠藤委員から先ほど4階の賃金室の方へ10分程遅れるというご連絡を頂戴しております。他、全員ご出席頂いておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数について、本審議会は、これを満たしておりますので、有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、本審議会は、三重地方最低賃金審議会運営規定第6条（会議の公開）により、傍聴申し込みがあり3名の傍聴を認めております。

それでは、開会にあたりまして局長からご挨拶を申し上げます。

(局 長)

皆様おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(局 長)

三重労働局長の西田でございます。4月1日付けで着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様におかれましては、ご多用のところ、お天気のすぐれない中、令和2年度の第1回三重県最低賃金審議会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。

また、前年度から第51期となり、引続きお願いいたしますと共に、今年度新たに三好委員が公益委員にご就任頂きました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、公益委員の先生方には、先程の公益委員会議に引き続きとなりますが、よろしくお願いいたします。

さて、我が国の経済情勢は、内閣府の5月末の「月例経済報告」によりますと「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いて、極めて厳しい状況にある。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる。」とされています。

また、東海財務局が4月末に発表いたしました「三重県内の経済情勢報告」では、「新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制されるなか、足下で急速に下押しされており、極めて厳しい状況にある。」とされており、その判断の要点として、「新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費は、観光などサービス消費を中心に厳しい状況がみられ、全体としては足下で急速に減少している。」生産活動は、海外とのサプライチェーンへの影響などにより、足下で減少している。こうしたなか、雇用情勢は幅広い業種で求人の減少がみられる。」と、されているところでございます。

さらに、県内の雇用失業情勢につきましては、4月の新規求人数は、前年同月比33.7%減少し、三分の一の減少ですね。9か月連続で減少しています。有効求人数は、前年同月比で四分の一ほど24.2%減少し、14か月連続の減少。有効求人倍率は、前年同月比1.29倍ということで、全国平均1.32倍でございますが、全国第23位となっております。

三重県最低賃金につきましては、平成28年度以降、4年連続で前年度比3%、25円を上回る引き上げとなっており、平成25年度以降の6年間で136円引き上げられ

ました。

ちなみに、その前 10 年間で引き上げ額は 70 円でしたので、いかに最近の引き上げ額が大きいかが窺えるかと思えます。

なお、昨年度は、中央最低賃金審議会答申の目安額、三重県は B ランクに位置づけられており、示された目安額と同額の 27 円で、全会一致で採決頂きました。現在 873 円となっているところでございます。

最低賃金の引き上げについては、政府の重要課題の一つであり、平成 29 年 3 月 28 日に決定されました「働き方改革実行計画」におきまして、「最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1,000 円となることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」とされ、また、「経済財政運営と改革の基本方針、骨太 2019 においては、「この 3 年、年率 3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均 1,000 円を目指す。」とされているところでございます。

一昨年に成立しました「働き方改革関連法案」が昨年 4 月より順次施行されているところでございます。

この一連の改正は働く方々がそれぞれの実情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、さらに雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずるものでございます。

昨年度、三重地方最低賃金審議会長からの三重県最低賃金の改正の答申の際、付帯決議として「政府に対し、地元中小企業・小規模事業者へ与える影響を最小限にとどめるために、発注時期の平準化、取引価格の適正化など一層の取組を行うとともに、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための各種助成金の早急な要件緩和、実態の伴った助成金の支給など思い切った支援の拡充を図るよう強く要望する。」と有効な支援策の実施が言われているところでございます。

中小企業・小規模事業者への支援策としては、「三重働き方改革推進支援センター」を設置し、中小企業・小規模事業者に対して、非正規雇用労働者の処遇改善や過重労働防止に資する時間外労働の上限規制等、改正法への対応や人手不足の緩和、賃金引上げ、助成金等支援策を含めた「働き方改革」に係る総合的な支援を行うため、労務管理・企業経営等の専門家による電話相談、個別訪問相談等を行っているところ

ろでございます。

また、最低賃金の引上げや賃金規定の改定を行う事業主の方々には、各種助成金の活用促進に努めているところでございます。

設備投資等による生産性の向上を図り、事業場の最低賃金の引上げを行う事業主に対しては、「業務改善助成金」が運用されているところでございます。今年度は、30円コースに加えて、60円コース、90円コースの3つのコースに増設した他、助成対象事業場も事業場規模30人以下であったところ100人以下まで支給要件を緩和しておるところでございます。また、有期契約労働者等の就業規則等を改訂する事業主に対しては、「キャリアアップ助成金」等の制度もあるところでございます。

これら最低賃金の引上げの後押しとなる支援策、各種助成金や働き方改革推進支援センター等についての周知・広報は、労働局ホームページへの掲載やセミナー・説明会等でのリーフレットの配布・説明等により行っているところでございます。今後一層幅広い広報により、周知・活用促進を行ってまいりたいと考えております。

以上の働き方改革、政府の基本方針等に配慮して中央最低賃金審議会において示される目安額を参考に、三重県の地域性・経済動向等の実情を踏まえ、最低賃金審議会の自主性を尊重しながら、公・労・使各委員の方々により、三重県最低賃金改正の審議を行って頂いているところでございます。

本年度の審議につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済の先行きが不透明である中、各種の感染症防止の取組や経済雇用の影響等を見つつ、中央最低賃金審議会の目安額、労使の方々の主張、特別な経済情勢等、最低賃金の決定に対する様々な要素が絡み合い、決定までには多くの困難が伴うのではないかと予想されるところでございます。

いずれにしましても、中央最低賃金審議会より目安が示された後、速やかに本審議会に伝達し、また、的確且つ有効な情報をお示した上で、なかなか大変なご審議を頂くことになろうかと思っておりますが、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

(指導官)

本日は、今年度第1回の審議会ですので、委員のご紹介をさせて頂くところでございますが、第51期最低賃金審議会委員による、2年度目でございますので、先ほど局長挨拶でも申し上げました通り、前公益委員の菅野委員が本年3月末に辞任されたことにより、三好委員が後任にご就任頂いたこと以外は変更がございませんの

で、この場での全委員のご紹介は割愛させて頂き、新規公益委員の三好委員のご紹介をさせて頂きます。三好委員どうぞ。

(三好委員)

三重テレビの三好でございます。お世話になっております。

昨年度までお世話になりました菅野の後任としてさせて頂くことになりました。勉強させて頂き皆様のお役に立てるよう頑張らせて頂きたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(指導官)

また、三重労働局も、本年度4月の人事異動で、労働局長、労働基準部長、賃金室長が新任となっております。また、業務改善助成金担当の雇用環境改善・均等推進監理官も異動となっておりますので紹介させて頂きます。

(局長)

改めまして三重労働局長の西田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(部長)

小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(室長)

賃金室長の中司です。色々ご迷惑をおかけするかと思いますが、よろしくお願いいたします。

(管理官)

雇用環境・均等室、雇用環境改善・均等推進監理官の久保田でございます。よろしくようお願いいたします。

(指導官)

それではこれより議事に入りますが、議事進行につきましては、運営規程により会長に行って頂くことになっております。安井会長よろしくお願いいたします。

6 議事

(1) 三重地方最低賃金審議会会長代理の選出について

(会長)

皆様、本日は、お忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。

前回、前年度最終の第7回の時にコロナ流行の兆しの話題で、皆様気を付け下さいと言って終わらせて頂いたのを記憶しております。そのあと、このような状況になるとは、全く当時は想像できなかった。全く違う世界が今進んでいるというのが

現状で、誰しも予想していなかっただろうと思います。

今年、コロナ、コロナと大騒ぎをしている中で、この審議会を進めさせて頂くこととなります。例年に増してまたある意味別の環境の中で、非常に厳しいご議論を皆様方にはして頂くことになろうかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

なお、今期は任期の途中ということで、皆様、昨年引き続きご審議頂くということで、慣れた中で審議ができること、少し私の方としては安心をしているところでございますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせて頂きます。

先ず、議事に入る前に、議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は、太田委員、

使側は、西場委員

を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にあります事項書に基づきまして進めさせていただきます。

議事(1)の「三重地方最低賃金審議会会長代理の選出について」を、事務局の方から説明をお願いします。

(指導官)

最低賃金法第24条第1項に「最低賃金審議会に会長を置く。」とあり、同条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と規定されています。会長代理につきましても同規定によるところとなっております。

会長・会長代理については、昨年度選出して頂いておりますが、昨年度会長代理の菅野委員の辞職に伴い、本日、改めて会長代理を選出して頂くこととなります。

如何させて頂いたらよろしいでしょうか。ご意見をお願いいたします。

－「公益委員一任」の声－

(指導官)

ありがとうございます。公益一任というお声を頂きましたので、それでは、公益委員会での協議結果を申し上げます。

三重県地方最低賃金審議会会長代理に 真伏委員をご推挙頂きました。

拍手でご承認をお願いします。

(指導官)

ありがとうございました。

(会 長)

それでは、会長代理の真伏委員の方から一言ご挨拶をよろしく申し上げます。

(真伏会長代理)

この度、会長代理を務めさせていただきます真伏でございます。

安井会長を補佐し、この審議会が円滑に運営されますよう微力ではございますが、最大限努力させていただきますので、どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

(会 長)

真伏委員、色々お世話になります。よろしくお願いいたします。

(2) 三重地方最低賃金審議会運営規程について

(会 長)

それでは、議事(2)の「三重地方最低賃金審議会運営規程」について、事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

はい。それでは私のほうからご説明させていただきます。

先ず、「三重地方最低賃金審議会運営規程」についてでございますが、資料2に入れさせて頂いております。

資料2をご覧ください。

「三重地方最低賃金審議会運営規程」は、昨年度と同様であることから、この場でご審議頂くものではありませんが、本年度初めての審議会であり、新規の委員さんもお見えになりますので、改めて簡単に説明させていただきます。

最低賃金審議会の運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令等に定められているところですが、これらの法令に定められているもの以外に、運営上必要とされる事項を「三重地方最低賃金審議会規程」で定めているところがございます。

第2条は「審議会の会議の招集」を、第3条は「小委員会」について規定しています。

第4条は「委員の会議への欠席の場合の取り扱い」を、第5条は「会議は会長が議長となって議事を進めて頂く」ということを規定しております。

第6条は「会議の公開・非公開について」を規定し、第7条は「議事録等に係る取り扱い」について規定しています。

第8条は「審議会の議決に係る取り扱い」の規定です。

以上、運営規程についてご説明申し上げました。

(会長)

はい、ありがとうございました。

只今、運営規程についてご説明を頂きました。これにつきまして、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、この運営規程についてご承認を頂いた、ということにさせていただきます。

(3) 令和2年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について

(4) 意向表明のなされた6業種に係る適用労働者数の通知について

(会長)

それでは、次の議題であります。

議事(3)と(4)の令和2年度における「特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明」、「6業種に係る適用労働者数」につきましては、関連事案ですので事務局の方から、一括して説明をお願いいたします。

(室長)

ご説明をさせていただきます。

先ず、「令和2年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について」ご報告させていただきます。

資料4をご覧ください。

先ず、申出の意向表明についての取扱い等ですが、前回令和2年2月20日に開催しました第7回の審議会においてご審議の上、決定して頂きました資料3「令和2年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について」により取り扱うこととなります。

意向表明の期日については、1の(2)にありますとおり、令和2年3月23日（月）までとさせていただきます。

資料の4をご覧ください。

また、本年度金額改正審議に係る意向表明ですが、2020年3月5日付けで、日本労働組合総連合会三重県連合会長様から、ガラス・同製品製造業以下6業種について「2020年度「特定（産業別）最低賃金の金額改正」に関する意向表明について」が提出されております。

続きまして、特定（産業別）最低賃金の決定等の申出についてです。先程、ご覧頂いた資料3の2にありますとおり、申出については、令和2年7月10日（金）までに局長宛てにして頂き、それまでに関係労使当事者間の意思疎通を十分に図って頂きたいと思っております。

続いて、業種別の適用労働者数についてです。

資料5をご覧ください。

前回令和2年2月20日に開催しました第7回の審議会の資料として添付させて頂いております。

産業別最低賃金の適用事業所数及び適用労働者数につきましては、「平成28年経済センサス活動調査をもとに昨年度の最低賃金に関する基礎調査、職業安定部から雇用情報等を反映させ、本年1月に更新しております。

意向表明のなされた6業種それぞれの事業所数及び労働者数は、

業 種	事 業 所 数	労 働 者 数
ガラス同製品製造業	34	1,595
電線ケーブル製造業	12	2,949
洋食器等製造業	74	1,987
一般機械器具製造業	360	13,621
電気機械器具製造業	353	24,346
輸送用機械器具製造業	429	31,321

といった状況になっておりますので、再度お示しさせていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局の方から特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明及び意向表明なされた6業種に係る適用労働者等について説明を頂きました。

これらについて、何かご質問ご意見等はございませんか。

よろしゅうございますか。

この適用労働者数等につきましては、それが、申出を行う場合の定量的要件の分母にあたる員数になるということで、労使の皆様それぞれにご承知置き願いたいと思います。

(5) 令和2年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について

(会 長)

それでは、次の議題に移ります。

それでは、議事(5)の「三重地方最低賃金審議会審議日程等」について、事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

はい。それでは私のほうからご説明させていただきます。

三重地方最低賃金審議会審議日程の予定についてですが、第2回本審については、先日各委員さんにFAXで回答頂きました「令和2年度第2回最低賃金審議会日程調整表」にて、最大出席人数となりました7月16日(木)11時から、この会場で開催することとさせて頂きましたので、ご報告させていただきます。

会議の開催案内の文書につきましては、6月8日付けで各委員に送付させて頂きましたので、間もなくお手元に届くころかと思います。

第2回審議会では、地賃改正諮問と産別改正審議の必要性の諮問をさせて頂きたいと思います。

併せて資料6の「最低賃金に係る令和2年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」について、ご確認頂きますと、細かい数字で見づらくて申し訳ありませんが、答申日別に最短効力発生予定日を取りまとめた一覧表になっております。

今年度も、これまで同様、地域別最低賃金の発効日を10月1日とする場合、官報公示の日数を30日以上とする必要がある関係で、対応日を前倒しにしていくこととなります。

すなわち、官報公示予定日の関係で、発効予定日10月1日(木)の赤枠をしたところを見て頂きますと、異議申出締切日8月20日(木)、官報持込日8月21日(金)とありますので、8月21日(金)午前中に異議審(本審)を開催することが必要となります。

また、答申・要旨の公示日8月5日(水)とありますので、8月5日に本審を開催して、会長から局長に答申をして頂くこととなります。

この答申を受け、同日中に公示を行います。

中央最低賃金審議会の目安の答申がいつ出されるかにもよりますが、今年度も、中央最低賃金審議会から目安が示されたのち、速やかに審議会に伝達し、また、的確且つ有効な情報・資料等をお示ししてまいりたいと思っております。

10月1日発効を目指す場合は、7月末から8月5日にかけての短い期間中に、何度か審議会及び専門部会をお願いするということになると思いますので、ご多忙中、恐縮でございますが、日程の確保を含め、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、資料6の1枚目の裏面2ページは特定(産業別)最低賃金の場合で、昨年度、事業場において賃金締切日が20日締めのところ散見され、賃金計算が煩雑になるとのご意見・ご要望があり、審議の結果12月21日発効となりました。

12月21日発効日がこの一覧表にありませんので、12月20日発行予定日とする場合のところに赤枠を入れてあります。この日程にてご審議頂き、12月21日(月)指定日発効とすることとなります。

表の見方は地域別最低賃金の場合と同じですので、ここでの説明は割愛させていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局の方から説明のありました日程につきまして、何かご意見等はありませんか。

次回審議会が7月16日、答申日が8月5日ということでございます。委員の皆様には、この日程で日程調整の方をお願いしたいと思います。

先ほども言いましたように、新しい環境の中での審議会となります。しかも、例年のとおり日程が非常にタイトになってまいりますが、是非、日程調整等、委員の皆様のご理解をお願いしておきます。

(6) その他

(会 長)

それでは、その他として事務局のほうから何かございますでしょうか。

(指導官)

はい、それでは、少し時間を頂きまして、資料8と9の「中小企業・小規模事業者に対する支援策」等について、雇用環境・均等室の久保田雇用環境改善・均等推進管理官から説明をさせて頂きたいと思っております。

監理官をお願いします。

(監理官)

最低賃金改正を円滑に行うための中小企業・小規模事業者に対する支援策についてご説明させていただきます。

お手元に資料をお配りしておりますので、ご参照頂きながらご説明させて頂きたいと思います。

中小企業・小規模事業者に対する支援策につきましては、

○ 業務改善助成金

○ 相談等支援事業・専門家派遣事業 がございます。

最低賃金引上げ支援のための業務改善助成金についてです。資料8をご覧ください。

業務改善助成金は、事業場が設備投資等を行うことで、生産性の向上を図り、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、設備投資等に要した費用の一部を助成するものでございます。

今年は、30円コース、60円コースと90円コースの三つのコースが用意されております。また、昨年と違いまして、事業場規模も改善されたところでございます。

業務改善助成金につきましては、三重版のリーフレットを作成し、周知しているところでございますので、よろしく申し上げます。

次に、働き方改革に係る相談等支援事業・専門家派遣事業の支援について、「三重働き方改革推進支援センター」を開設しております。こちらは、本年度版の紹介用リーフレットを作成しておりますので、資料9をご覧ください。

「三重働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業所に対して、本年度も時間外労働の上限規制、有給休暇5日取得確保、非正規雇用労働者の処遇改善等への対応、賃金引き上げ等、助成金等支援施策を含めた「働き方改革」に係る総合的な支援を実施しております。

これらの支援事業は、最低賃金引き上げに向けた重要な施策として認識しており、三重労働局において引き続き積極的に周知広報を行い、それが実際の活用につながるよう工夫をしているところでございます。

よろしくお願いたします。

(会長)

ありがとうございました。

ただ今、助成金と支援事業についてご説明頂きました。

世の中では、今、助成金が話題になっているところでございますけれども、助成金につきまして、何かご意見ご質問などはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、私の方から、今年度の事業場訪問について、ご連絡させていただきます。

例年といいますか、前年、一昨年、2年続けまして、我々の審議に際しまして、社会の状況を直接理解するというところで、事業所を訪問させて頂きまして、現状をお聞かせ頂き当審議会の審議に参考にさせて頂いてきたところでございます。ただ、先ほどから言っております様に今年はこのような状況でございます。事業所にお伺いをしようと思っても、なかなか受け入れ事業所の方も難しゅうございますでしょうし、我々も移動してということは安全の観点から好ましくないということでございます。

従いまして、今年度、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業場訪問については中止にさせて頂きたいと考えております。よろしゅうございますでしょうか。

そういうことで、ご理解を頂いたものとして今年度は中止させていただきます。

その他に事務局の方から何かございますでしょうか。

(室 長)

ございません。

(会 長)

先ほど日程調整も終わりましたところでございますが、今年も10月1日発効を目指して、専門部会も開催して頂きながら審議会も進めさせて頂くこととなります。新型コロナウイルス感染症拡大という事態を受けて、景気の急激な冷え込み等がございます。今年度の最低賃金については、経済の先行きが不透明である中、各種の感染症防止の取組や経済への影響等を鑑みつつ、中央最低賃金審議会の目安答申を受けたうえで、真摯に議論を行っていくこととなります。例年と同じではございますが、より慎重なご審議をお願いしておきたいと思っております。

10月1日発効を前提としておりますので、日程的には非常にタイトになって参ります。皆様には、お願いばかりですけれども、日程調整、審議の運営につきましてご協力をお願いするしかございません。改めてお願いいたします。

また、特定(産業別)最低賃金につきましても12月21日、昨年と同じ発効を予定してまいりますので、こちらのほうにつきましてもお願いをしておきたいと思っております。

ほか、何か皆様からご意見はございませんでしょうか。

それでは、最後までお願いばかりでございますけれども、改めまして、今後の日

程の確保、円滑な審議にご協力をお願いいたしまして、本日の第 1 回三重地方最低
賃金審議会を終わらせて頂きます。

どうもありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上